

2026年5月21日

LiNKX 株式会社

代表取締役社長 CEO オサムニア・モハメッド

問合せ先： コーポレート部 IR 担当 050-8880-6234

証券コード 584A

<https://www.linkx.dev>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値向上を実現し、当社株主、取引先及び従業員等に対する社会的責任を果たすためには、経営の健全性、効率性及び透明性の確保が不可欠であるとの認識に立ち、内部統制の整備・運用及びリスク管理の徹底によるコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

社外取締役を含めて構成された取締役会においては、経営及び事業運営に関する重要事項や法令で定められた事項に係る意思決定を行うとともに、各取締役及び執行役員が行う業務遂行を監督しております。執行役員制度に関しては、取締役に準ずる従業員の最高位として各領域に執行役員を置くことで、取締役会により決定された事項の円滑な遂行ならびにその遂行過程における統制の実効性を担保しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小西 祐一	5,323,000	80.67%
小西 享	556,000	8.43%
オサムニア・モハメッド	350,000	5.30%
QR2号ファンド投資事業有限責任組合	215,000	3.26%
ベイレリヤン・アンソニー	100,000	1.52%
株式会社福岡銀行	54,300	0.82%

支配株主（親会社を除く）名	小西 祐一
---------------	-------

親会社名	—
------	---

補足説明

大株主の状況は、2026年5月21日現在の株主名簿に基づき記載しております。
--

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	6月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	上限の定めはない
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
中尾 隆一郎	他の会社の出身者												
柏木 彩	他の会社の出身者												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中尾 隆一郎	○	—	<p>企業経営に関する豊富な知識と経験を有しており、当社の社外取締役として適任であり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏は当社の新株予約権を保有しており、それ以外に当社との間に特別な利害関係はありません。なお、当該新株予約権は、同氏が当社の社外監査役の在任中（2023年12月）に付与されたものであります。</p> <p>同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として選任いたします。</p>
柏木 彩	○	—	<p>金融領域と広報業務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の社外取締役として適任であり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありま</p>

			<p>せん。</p> <p>同氏は東京証券取引所の定める独立役員 の要件を満たしており、一般株主との利 益相反が生じるおそれがないことから、 独立役員として選任いたします。</p>
--	--	--	--

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の 委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	上限の定めはない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査役監査は、監査役会により決定された監査計画に沿って、重要な会議への出席や文書情報管理の監 査等のほか、役職員へのインタビューや往査等を通じ取締役の業務執行の監査を行っています。また監 査役は、監査品質の向上のために、必要な社内外の機関と緊密な連携に努め、特に会計監査人、内部監 査部門との協働による三様監査の中心的役割を果たすべく活動しております。</p> <p>監査役会は、月1回の定時監査役会のほか、必要に応じ臨時の監査役会を開催しております。監査役会 における具体的な検討内容は、監査計画及び監査方針の策定、内部監査部門及び会計監査人の監査計画 や監査結果についての情報共有、取締役会の議案についての事前検討、並びに常勤監査役の活動報告な どがあります。なお、2024年8月1日に監査役会設置会社へ移行したため、2024年6月から2024年7 月は監査役協議会として監査役監査の活動を行っております。</p> <p>当社は、業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室 長は、業務の有効性及び効率性を担保すること等を目的として、内部監査計画に基づいて内部監査を実 施するとともに、監査役会及び会計監査人と情報共有を行うなど連携を密にし、監査に必要な情報の共 有化を図ることにより、適切な三様監査を実施し、各監査の実効性の向上に努めております。なお、内 部監査結果については、内部監査室長から直接、代表取締役社長、取締役会、監査役会、経営会議及び リスク・コンプライアンス委員会に報告し、内部監査の結果として改善の必要がある場合には、対象部 署に改善指示を出しております。</p>

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石上 裕史	他の会社の出身者													
前田 晴美	他の会社の出身者													
村岡 竜介	税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
石上 裕史	○	—	監査・経理に関する豊富な知識と経験を有しており、当社の社外監査役として適任であり、常勤監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。 同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として選任いたします。
前田 晴美	○	—	事業会社での管理部門や監査に関する豊富な知識と経験を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。 同氏は東京証券取引所の定める独立役員

			の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として選任いたします。
村岡 竜介	○	—	<p>税理士として経理・財務や監査に関する豊富な知識と経験を有しており、監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p> <p>同氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として選任いたします。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

<p>当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するにあたり、独立性に関する基準は設けておりませんが、選任にあたっては、会社法に定める社外性の要件を満たすことに加え、東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考しております。</p>

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

<p>当社では、中期的な業績向上や企業価値増大の意識を高めることを目的とし、ストックオプション制度を導入しております。</p>

ストックオプションの付与対象者	取締役、監査役、従業員
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

<p>社外取締役である中尾隆一郎氏が保有する新株予約権は、社外監査役在任中に付与されたものです。</p>
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

<p>報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。</p>

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」)は、株主総会の決議によって総額を決定する旨を定款に定めております。各取締役の報酬等は、株主総会で決定した報酬等総額の限度内において、個々の取締役の職責及び前年度の実績等を勘案し、コーポレート部にて報酬案を作成し、社外取締役及び社外監査役の客観的な意見を踏まえて、コーポレート部長が各取締役と協議のうえ、代表取締役社長が決定しております。

各監査役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは、コーポレート部と窓口として行っております。取締役会への付議事項については、早期の通知及び資料の提供に努めており、必要に応じて事前説明を行っております。また、取締役会や社内取締役等との意見交換に関するスケジュール調整等についてもコーポレート部を窓口とすることで、社外取締役及び社外監査役が円滑にコミュニケーションできるように努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・取締役会

当社の取締役会は5名(うち、社外取締役2名)で構成されております。業務執行の最高意思決定機関であり、定款及び当社諸規程に則り、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催して業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には全ての監査役3名(うち社外監査役3名)が出席し、必要に応じて意見を述べております。

・監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は3名(うち、社外監査役3名)で構成されております。監査役会は、監査方針・計画の作成、監査の方法、監査業務の分担、監査費用の予算、及びその他監査役がその職務を遂行する上で必要と認めた事項について協議の上、決定しております。毎月1回の監査役会を開催するとともに、必要に応じて臨時の監査役会を開催しております。また、取締役会その他重要な会議等に出席し、取締役の職務の執行状況を監査しております。

・会計監査人

当社は、ES ネクスト有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

会計監査人の選任においては当社の業務内容及び会計方針に精通していること等の要素を複合的に勘案しております。

・内部監査

当社は、業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室長は、業務の有効性及び効率性を担保すること等を目的として、内部監査計画に基づいて内部監査を実施するとともに、監査役会及び会計監査人と情報共有を行うなど連携を密にし、監査に必要な情報の共有化を図ることにより、適切な三様監査を実施し、各監査の実効性の向上に努めております。なお、内部監査結果については、内部監査室長から直接、代表取締役社長、取締役会、監査役会、経営会議及びリスク・コンプライアンス委員会に報告し、内部監査の結果として改善の必要がある場合には、対象部署に改善指示を出しております。

・経営会議

経営会議は常勤取締役3名、執行役員2名、グループ長5名の10名で構成され、常勤監査役をオブザーバーとして、原則として隔週で開催しております。同会議においては、経営会議規程及び職務権限規程に基づき、取締役会へ付議する必要がある会社の重要事項に関する事前審議、業務ならびに組織運営にかかる重要事項の共有や審議、協議等を行っており、より客観的かつ迅速で透明性の高い意思決定を行う体制を構築しております。

なお、経営会議に報告・共有すべき事項は以下のとおりです。

- 営業状況
- 業務プロジェクト及び従業員のアサインメントの状況
- 技術戦略の状況
- 採用の状況
- 月次予実、業績見通し
- 過去の決議事項、協議事項、報告事項のうち、経過を報告すべきもの
- その他、各部署が必要と判断した事項

・リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、常勤取締役3名、執行役員2名、グループ長5名の計10名で構成されており、常勤監査役及び内部監査室長をオブザーバーとして、原則3ヶ月に1回開催しております。

法令遵守に関する内部統制やリスク管理の徹底を図るため、当社において想定されるリスクを洗い出し、対応方針を決定し、モニタリングすることでリスクの発生を抑え、リスクが顕在化した場合の影響を最小限に抑えることを目的としております。本委員会での協議・決定事項、進捗状況については必要に応じて取締役会へ報告しております。

・執行役員制度

当社は、会社の重要事項に関する事前審議、業務ならびに組織運営にかかる重要事項の共有や審議、協議等をより客観的かつ迅速で透明性高く行い、意思決定をする体制の構築を目的として執行役員制度を採用しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は会社法に規定されている機関として株主総会、取締役会、監査役会、及び会計監査人を設置しております。当事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し、業務執行の適正性確保に有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主の皆様が株主総会の議案の議決権行使に対する十分な検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様が株主総会へご参加いただけるよう、株主総会開催日について、他社の集中日を避けた日程で開催できるように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の海外投資家の保有比率を踏まえ、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページへの掲載を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株式公開後の個人投資家による保有比率に応じて、個人投資家向け説明会の開催を検討してまいります。	あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を定期的開催し、業績や経営方針の説明を行ってまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	株式公開後の海外投資家による保有比率に応じて、海外投資家向け説明会の開催を検討してまいります。	あり
IR 資料をホームページ掲載	各種決算情報、適時開示資料、その他投資家向け資料や情報を当社ホームページの IR 情報に掲載する予定であります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	コーポレート部に IR 担当者を設置しております。IR 責任者はコーポレート部長となります。	
その他	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、金融商品取引法、東京証券取引所規則等の関連法令及び規則に従い、株主や投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、透明性、公平性、継続性を基本とした迅速な情報開示を行います。また諸法令や適時開示規則に該当しない場合においても、当社を理解していただく為に有用と判断した情報についても、積極的に情報開示の実施をしていく方針です。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	当社では、これまで培った技術を活用して、持続可能な社会の実現に貢献するため、社会貢献事業を行っております。「すべての人が平等に暮らせる社会を目指す」という理念の下、視覚障がい者の移動を支援するナビゲーションシステム「shikAI (シカイ)」を提供しており、「shikAI」による社会貢献事業を CSR の中核に据えています。 「shikAI」は、点字ブロック上に表示された QR コード(注)を、専用アプリで起動したスマートフォンのカメラで読み取ることで、現在地から目的地までの正確な移動ルートを音声で誘導を案内するシステムです。 この社会貢献事業によって、従業員のサステナビリティに関する意識を高めるとともに、自社の技術を社会に還元することを目指しております。 (注) QR コードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対して、透明性、公平性、継続性を基本とした迅速な情報開示をすることが重要であると認識しております。そのため、ステークホルダーにとって重要と判断される当社の財務情報や経営戦略等の非財務情報の開示を行い、IR 資料や当社ホームページ等の様々な手段によって、ステークホルダーに対する適切に情報開示を行うこととしております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムを構築しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、取締役会を設置し、経営に関する重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。

(2) 当社は、社外監査役を含む監査役会を設置する。各監査役は、監査役会で定めた監査役監査基準の下、取締役会その他重要会議への出席及び業務執行状況の調査等を通じ、取締役の職務の執行に係る監査を行う。

(3) 当社は、代表取締役社長直轄の組織として、他の業務執行から独立した内部監査室を設置し、役員等による業務が法令、定款又は社内規程に違反していないか監査する。

(4) 当社は、「リスク・コンプライアンス管理規程」を定め、リスク・コンプライアンス委員会がコンプライアンスに関する基本方針の策定及び実効性のモニタリングを行う。

(5) 当社は、内部通報窓口及び職場のハラスメントに関する相談窓口等、役員等が内部統制に関する問題を発見した場合に、迅速に監査役及び内部監査室に情報伝達する体制を構築する。報告又は通報を受けた監査役及び内部監査室は、その内容を調査し、対応策を関係部署又は専門家と協議の上決定し、実施する。

(6) 当社は、社内規程及びルール・方針等の遵守等を図るために、役員等に対して、必要な教育を企画し、実施する。

(7) 当社は、法令違反、社内規程違反その他コンプライアンス違反行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した役員等に対し、厳正な処分を課す。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 「文書管理規程」を制定し、これに基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等、取締役の職務の執行に係る文書を関連資料と共に保存する。

(2) 前項に定める文書の保存年限及び保存部署については、「文書管理規程」の定めるところによる。取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合に閲覧が可能である方法で保存する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、リスク管理を体系的に定める「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定し、リスク・コンプライアンス委員会がリスク管理に関する基本方針の策定及びリスク管理状況のモニタリングを行う。

(2) 当社は、当社全体に影響が及ぶような重大な事案が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害等の拡大を最小限に留める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、経営会議を設置し、当社経営に関する重要事項の協議、検討を行い、代表取締役社長が意思決定を行う。

(2) 取締役会又は経営会議は、経営目標を定め、浸透を図るとともに、この目標の達成に向けて各部署が実施すべき具体的な目標を定める。この目標の達成に向けて、取締役は効率的な達成の方法を定め、執行役員は目標達成のための業務を遂行する。

(3) 取締役会は、定期的に目標達成状況をレビューし、効率化を阻害する要因を排除又は低減する等の改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、当社全体の業務の効率化を実現する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 当社は、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助すべき使用人として「補助使用人」を配置する。

(2) 補助使用人の任命、人事異動、人事評価等については、監査役の意見を尊重し、取締役からの独立性を確保するものとする。

(3) 補助使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けないものとする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の役職員等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。

(2) 当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

7. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役から職務の執行について生ずる費用等の支払を求められた場合、当社は当該費用が職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに支払うものとする。

8. その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、当社の取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。

(2) 監査役及び監査役会は、代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施する。

(3) 監査役は、内部監査室から内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。

(2) 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。

(3) 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査室は業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、その結果を代表取締役社長に報告する。

(4) 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行う。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社は、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針とし、「反社会的勢力対応規程」に、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない旨を定め、反社会的勢力との取引関係を含めた一切の関係を遮断する体制を構築する。

(2) 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備し、被害の防止を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、次のとおり反社会的勢力の排除に対する基本方針を定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、不当要求等は断固として受け入れず、警察及び弁護士等の外部機関との連携のもと、組織として対応することを基本方針としております。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、経営陣以下、組織全体として対応する

(2) 外部専門機関との連携

反社会的勢力等からの不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に務め、必要に応じて連携して対応する

(3) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力等とは業務上の取引関係を含めて、一切の関係を遮断する

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力等からの不当要求を拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行う

(5) 裏取引の禁止

いかなる理由があっても事案を隠蔽するための反社会的勢力との裏取引は絶対に行わない

(6) 資金提供の禁止

反社会的勢力等への資金提供は絶対に行わない。外注先の選定においては社内規程に従い行う

2. 整備状況

当社は、反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力対応規程」を定めており、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。なお、取引先選定や従業員採用の際には、所定の調査を実施し、対象社（者）が、反社会的勢力と関係がないことを確認しております。また、取引先との契約締結時は、契約書に反社会的勢力排除条項を規定しております。加えて、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター賛助会に加盟し、警察や顧問弁護士を含めた外部機関と連絡を密に情報収集に努め、不当要求等が発生した場合は外部機関と連携を取りながら対応することとしております。

V. その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

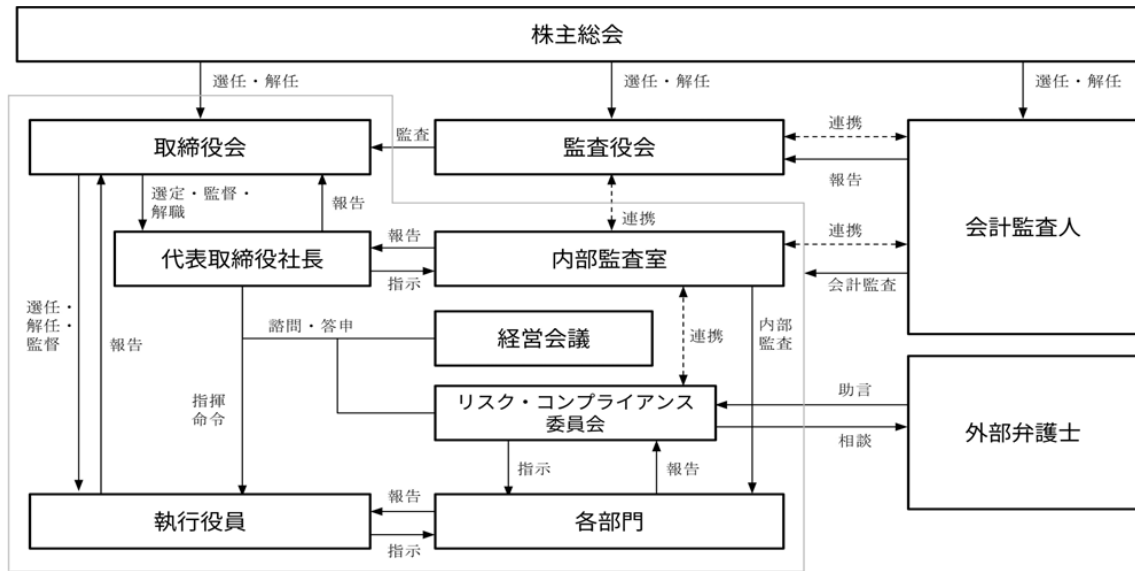
該当項目に関する補足説明

—

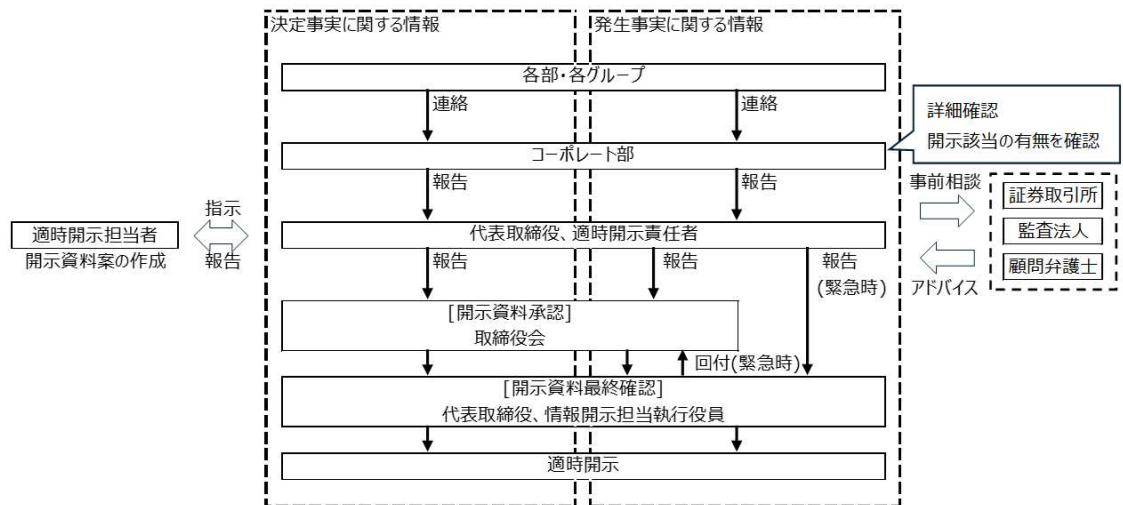
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】



以上